

令和9年度

東京都予算編成に対する要望

令和8年7月

東京都町村会
東京都町村議会議長会

目次

I 地域振興

1

1 個性と魅力ある地域づくりの推進 1

(1) 西多摩地域の個性と魅力ある地域づくりに向けた振興策の推進（政策企画局、総務局、産業労働局）【重点】 1

- ① 西多摩地域の豊かな自然を活かした魅力と活力のある地域づくりの推進、生活基盤の整備
- ② 西多摩地域広域行政圏計画事業の推進と財政支援の充実

(2) 島しょ地域の個性と魅力ある地域づくりに向けた振興策の推進（政策企画局、総務局、産業労働局、港湾局）【重点】 1

- ① 島しょ地域の豊かな海洋資源を活かした産業及び観光振興の充実・強化
- ② 伊豆諸島の一体的な振興
- ③ 伊豆諸島北部地域の特定有人国境離島地域化
- ④ 島しょ振興公社に対する支援
- ⑤ 航空路及びヘリコプター路線の運賃低廉化及び運行体制への支援
- ⑥ 島しょ貨物運賃補助の継続
- ⑦ 燃油類の価格安定に向けた支援の拡充及び支援制度の創設

(3) 山間・島しょ地域への移住・定住促進（総務局） 2

2 市町村総合交付金の拡充（総務局）【重点】 2

(1) 行政水準の維持向上に向けた支援 2

(2) 公共施設等の整備状況や財政力を勘案した配分 2

(3) 西多摩地域広域行政圏事業及び島しょ地域における地域振興策等の充実 2

(4) 交付金対象範囲の拡大 3

(5) 市町村総合交付金まちづくり振興対策地域特選事業枠の充実 3

3 地方分権の推進 3

(1) 地方分権の推進に向けた支援の充実（財務局、総務局） 3

- ① 権限移譲に見合う財源措置等
- ② 町村の安定的な行財政運営の確保に向けた支援
- ③ 事務処理特例条例に係る適正な財源措置等

(2) 総合戦略の実現に向けた財政支援の充実（政策企画局、総務局） 3

(3) 地方自治体財政の安定化（総務局）【重点】 4

- ① 交付税総額の確保
- ② 新たな地方財源の確保
- ③ 需要額算定基準における割増算定の拡充等
- ④ 人口を中心とした配分基準の是正

(4) ふるさと納税制度の抜本的な見直し（総務局、財務局、主税局） 4

4 行政の安定的運営 4

(1) 個人住民税徴収事業への支援（主税局） 4

(2) 公共施設等の建替え・大規模改修等への支援（総務局） 4

(3) 出先機関及び各局横断的な連絡調整窓口の設置（総務局） 5

(4) 地籍調査事業費負担金に対する支援（都市整備局）	5
(5) 自治体DX推進等に向けた支援の強化（デジタルサービス局、総務局）	5
① 自治体DX推進の支援	
② GovTech東京を活用した支援	
③ 事務処理自動化ツール導入支援【新規】	
④ ガバメントクラウドへの移行支援	
⑤ 標準化・共通化に連携するシステムへの支援	
⑥ 標準準拠システム導入後の運用経費への財政支援	
⑦ セキュリティ強化に対する財政措置	
(6) 島しょ町村における事務共同化の推進に係る支援（総務局）【新規】	6
5 島しょ町村の災害復興の推進	6
(1) 三宅島噴火災害復興支援施策の推進（産業労働局）	6
II 医療・保健	7
6 医療体制の充実	7
(1) へき地等医療行政の充実（保健医療局）【重点】	7
① へき地勤務医療従事者の確保	
② へき地勤務医師等確保事業に対する財源措置	
③ へき地勤務医師及び看護師給与費補助の引上げ	
④ 緊急時に必要な医師や看護師等の確保及び派遣	
⑤ 専門診療制度、巡回精神衛生相談の充実・強化	
⑥ 不採算診療科目の運営に対する補助制度の創設	
⑦ 初期救急医療体制の確保	
⑧ 東京都へき地診療所医療機器整備費補助金の拡充【新規】	
(2) 公立病院等に対する施設整備事業補助の充実（保健医療局）	8
① 施設整備事業に対する財政支援	
② 安定的な運営に向けた支援	
(3) 国民健康保険直営診療施設整備事業の推進（保健医療局）	8
(4) 病院利用者宿泊施設の拡充等（保健医療局）	8
7 地域保健サービス事業の充実	8
(1) 地域保健サービス事業への支援（保健医療局）	8
① 医師等確保に対する支援	
② 医師等の継続的な配置に対する支援	
(2) 母子保健事業の充実（福祉局）	9
① とうきょうママパパ応援事業等の継続	
② 1か月児健康診査事業への支援	
③ 1歳6か月健康診査事業に対する財政措置	
④ 5歳児健康診査への支援	
(3) がん検診への支援の充実（保健医療局）	9
(4) 特定健康診査・特定保健指導事業への財政支援等（保健医療局）	9
① 特定健康診査・特定保健指導への財政支援	
② 健診単価の統一、実施医療機関の広域化等に対する関与	
(5) 予防接種等における支援の確立（保健医療局）	10

- ① 高齢者に対するインフルエンザ予防接種等への支援
- ② 定期予防接種（A類疾病）に対する財政支援
- ③ 定期予防接種（B類疾病）に対する財政支援

8 医療保険制度の安定的な運営 10

- (1) 医療保険制度の一本化に向けた取組（保健医療局） 10
- (2) 国の公費負担割合の拡大（保健医療局） 10
- (3) 国民健康保険制度改正への対応（保健医療局） 11
- (4) 子ども・子育て支援金制度による支援金徴収事務への対応（保健医療局） 11
- (5) マイナ保険証移行への対応（保健医療局） 11

III 福祉 12

9 高齢者福祉施策の充実 12

- (1) 高齢者福祉施策の充実・強化（福祉局） 12
 - ① 高齢者施策推進区市町村包括補助事業への支援
 - ② 高齢者福祉施策への支援
 - ③ 高齢者緊急通報システム事業への支援
- (2) 介護保険制度改正に伴う支援策の充実（福祉局） 12
 - ① 在宅介護サービスに係る基盤整備及び人材育成・確保への支援
 - ② 生計困難者に対する利用者負担軽減制度の充実
 - ③ 居住地不明者の特別養護老人ホーム入所にかかる対応
 - ④ 都による総合的な調整及び支援
 - ⑤ 介護給付費負担金及び調整交付金に関する措置
 - ⑥ 次期介護報酬改定に向けた対応
 - ⑦ 介護保険料の地域格差是正
 - ⑧ 地域介護分野有効求人倍率を考慮した地域格差是正調整
 - ⑨ 保険者機能強化推進交付金の適正化
- (3) 後期高齢者医療制度の円滑な実施のための財政支援等（保健医療局） 13
 - ① 調整交付金の別枠交付
 - ② 住所地特例に係る市区町村間財政負担不均衡の是正
 - ③ 保険料率の改定に際しての支援
- (4) サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う意見聴取の徹底（住宅政策本部、福祉局） 14
- (5) 西多摩地域の高齢者交通対策に係る支援の拡充（都市整備局、福祉局） 14
 - ① 高齢者福祉バス等への支援
 - ② シルバーパス負担額の軽減

10 児童福祉施策の充実 14

- (1) 子育て環境の充実（子供政策連携室、福祉局） 14
 - ① 子ども・子育て支援新制度への対応
 - ② 子育て推進交付金等の充実
 - ③ 虐待対策コーディネーターの配置等に係る体制整備
- (2) 子どもへの医療費助成制度の拡充（子供政策連携室、福祉局） 14
 - ① 子どもへの医療費助成一部負担金の撤廃
 - ② 新たな子ども医療費助成制度の創設

(3) 認可保育所及び認証保育所等に対する支援の充実（子供政策連携室、福祉局）	15
① 子育て推進交付金制度の充実	
② 保育士人材確保の支援	
③ 保育士を確保する事業者への支援	
④ 保育士の人材確保に向けた制度の創設	
⑤ 食物アレルギー対応代替食提供等に対する支援	
⑥ 食材料費の保護者負担額に対する支援	
(4) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業の充実（生活文化局）	15
1 1 障害者福祉施策の充実	16
(1) 心身障害者福祉の充実（福祉局）	16
① 障害者施策推進区市町村包括補助事業の拡充	
② 町村立心身障害者（児）授産施設等への補助の拡充	
(2) 精神障害者等に対する支援制度の充実と人的支援・財政支援の強化（福祉局）	16
① 精神障害者手帳保持者に対する福祉手当支給制度の創設	
② 発達障害者の経済的支援制度の創設	
③ 精神保健福祉事業に対する支援の強化	
1 2 社会福祉協議会への補助の充実（生活文化局、福祉局）	17
(1) 住民参加型在宅福祉サービスへの助成制度の拡充等	17
(2) ボランティアの活動拠点としての機能強化	17
IV 地域経済	18
1 3 農業振興対策の充実	18
(1) 農業振興対策の推進（産業労働局）	18
① 山村・離島振興施設整備事業の充実・強化	
② 農業委員会に対する支援	
③ 農業改良普及センターの拡充・強化	
④ 農林水産振興財団の試験研究体制の拡充・強化	
⑤ 牧場の整備推進	
⑥ 農地の保全と利活用促進事業の充実	
⑦ 新規就農者支援体制の強化	
⑧ わさび田造成と後継者の育成支援	
⑨ 「未来に残す東京の農地プロジェクト」の充実・強化	
⑩ オガサワラオオコウモリの防除対策	
(2) 農業振興に係る基盤整備事業の促進（産業労働局）	19
① 土地改良事業への支援	
② 農業用水の確保等の促進	
(3) 有害鳥獣駆除対策の実施（環境局、産業労働局）	19
① 有害鳥獣の駆除・防除対策の推進	
② ツキノワグマ対策への支援強化	
③ ニホンザル管理計画の策定	
(4) 森林病虫害等駆除対策の実施（環境局、産業労働局、建設局）	20
① 森林病虫害の防除対策の推進	
② 椿林害虫の防除対策に対する支援	
③ イエシロアリの駆除、防除対策に対する支援	

1 4 林業振興対策の充実	20
(1) 林業総合振興対策の充実・強化（産業労働局）	20
① 都施行林道の開設及び林道維持管理の積極的な推進	
② 森林保全・治山事業の充実・強化	
③ 林道天上山線道路改良工事の促進	
(2) 「森づくり推進プラン」の推進（産業労働局）	21
① 「森づくり推進プラン」の推進	
② 多摩産材の利用拡大	
(3) 花粉症発生源対策の推進（産業労働局、環境局）	21
① 主伐事業による花粉発生源対策の充実・強化	
② 枝打ち事業の継続及び2回目の枝打ち実施	
(4) 森林環境譲与税の活用による支援（産業労働局）	21
① 森林環境譲与税の活用に係る支援体制の拡充	
② 町村に対する助成制度の創設等	
③ 森林を有しない市区町村に交付される森林環境譲与税の活用	
(5) 治山事業の整備促進（産業労働局）	22
① 神津島村における治山事業等	
② 新島村における治山事業	
1 5 水産業振興対策の充実	22
(1) 水産業の振興（産業労働局）	22
① 沿岸漁業漁村振興構造改善事業等の充実	
② 栽培漁業センター事業の拡充	
③ 内水面活性化総合対策事業に対する支援	
④ 東京都島しょ農林水産総合センターの充実	
⑤ 漁業基盤施設整備に対する支援	
⑥ 漁業協同組合に対する支援	
⑦ 新規就業者等に対する支援	
⑧ 磯焼け対策に対する取組の強化	
(2) 外国漁船による違法操業対策（産業労働局）	23
(3) 港湾・漁港の整備促進（港湾局）	23
① 港湾施設の整備促進	
② 漁港の整備促進	
③ 港湾・漁港施設への監視カメラ設置	
1 6 観光産業振興対策の充実	24
(1) 総合的観光対策の充実（産業労働局、環境局）	24
① 観光施設整備事業等補助の増額及び限度額の撤廃	
② 観光施設整備事業等補助事業の拡充	
③ 観光施設を適正に管理運営するための経費補助制度の創設	
④ 観光客が排出するごみ、空缶等の観光公害対策に対する財政支援	
⑤ オフシーズンにおける集客対策事業に対する専門的指導及び財政支援	
⑥ 森林資源を活用した魅力創出事業の継続	
⑦ 旅館等の宿泊施設に自動火災報知設備を設置する際の費用に係る補助制度の創設	
⑧ 観光協会に対する運営費補助制度の創設	

(2) エコツーリズムの推進（総務局、環境局、産業労働局）	25
① エコツーリズム推進施策に対する支援	
② 魅力ある観光地づくりに対する支援	
③ 小笠原村における小規模改修工事への支援	
(3) 三宅島復興イベントに対する支援（総務局）	25

V 環境

26

1 7 温室効果ガス排出量削減の推進 26

(1) 地球温暖化防止及び再生可能エネルギー対策への支援等の強化（環境局、産業労働局）	26
① 温室効果ガス排出量削減施策に対する支援	
② 森林整備を進める町村に対する支援	
③ 再生可能エネルギー対策への支援	
(2) 浮体式洋上風力発電に係る調査研究に対する支援（環境局、産業労働局）	26
(3) 公共施設等のＬＥＤ化に対する支援（環境局、産業労働局）	26

1 8 廃棄物処理対策の推進 27

(1) 廃棄物処理対策の推進及びごみの減量化等に対する支援の充実（環境局、総務局）	27
① ごみの減量化及び広域資源循環の推進等に対する支援	
② スチール缶、ダンボール、紙パック等の処理に対する支援	
③ 家電リサイクル法施行に伴う不法投棄家電の処分費用に対する支援	
④ 家電リサイクル法の強化及び適用対象外品目の処理に対する支援	
⑤ 小型家電等の島外搬出にかかる支援	
⑥ プラスチック使用製品等の処理施設の建設整備等に対する支援	
⑦ 島しょ地域における家電リサイクル法及び資源有効利用促進法への対応	
⑧ 島しょ地域における自動車リサイクル事業への支援	
⑨ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る交付税措置の適正化	
⑩ 島しょ地域における一般廃棄物焼却施設の更新等における支援	
(2) 廃棄物処理施設整備等に係る支援の充実（環境局）	28
① 廃棄物処理施設整備等（中間処理施設を含む）の建設に係る支援	
② 中間処理施設及び管理型最終処分場等に対する支援	
(3) し尿等生活排水対策の推進（都市整備局、環境局、下水道局）	28
① し尿等生活排水処理施設の維持管理に対する支援	
② し尿等生活排水処理施設の整備に対する支援	

1 9 自然環境保全の推進 29

(1) 西多摩地域の環境保全対策等の推進（環境局）	29
(2) 自然公園施設の建設整備等（建設局、環境局）	29
① 野山北、六道山公園内の用地買収を含む施設の整備促進（瑞穂町）	
② 多摩川、秋川沿いの遊歩道、奥多摩の山頂周辺及び尾根筋の整備促進（檜原村・奥多摩町）	
③ 都立奥多摩湖畔公園（山のふるさと村）施設の整備（奥多摩町）【新規】	
④ 大路池周辺から雄山中腹にかけての区域の整備促進（三宅村）	
(3) 国立公園及び自然公園内施設の整備促進（環境局）	29
① 老朽化した観光施設の改修・整備の促進	
② 登山道、遊歩道の指導標等の整備	
(4) 小笠原諸島世界自然遺産価値の保全（環境局）	29

① 新たな外来種対策の強化	
② 傷病鳥獣対応に対する支援	
(5) 小笠原村未利用国有地を活用した公園整備（総務局）	30
2 0 生活環境保持事業の推進	30
(1) 土砂の処分に係る総合的な対策及び規制施策の実施（都市整備局、環境局、産業労働局、建設局）	30
(2) 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進（総務局、都市整備局、環境局）	30
VI 防災	31
2 1 安全・安心な住民生活の確立	31
(1) 地震、津波、噴火等に対する防災体制の充実・強化（総務局）【重点】	31
① 地震観測網の整備強化と調査研究の推進	
② 噴火予知の観測体制の充実・強化	
③ 島しょ地域の孤立防止対策	
④ 南海トラフ地震対策への支援	
⑤ 発電所の防潮対策に対する支援	
(2) ヘリポートの建設推進（東京消防庁）	31
(3) 消防力の充実・強化（東京消防庁、総務局）	32
① 消防力配備基準の充足	
② 消防救急デジタル無線及び指令システムの維持管理に係る支援	
(4) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴う支援等（都市整備局、建設局）	32
① 建築物の構造規制対応への支援	
② 土砂災害特別警戒区域の解消に向けた取組の推進	
③ 危険箇所対策等への支援	
(5) 砂防区域指定と砂防事業の促進（建設局）	32
(6) 災害時の孤立を防止するための道路建設（建設局、水道局）	33
① 多摩川南岸道路の建設促進	
② 檜原村、奥多摩町の中心部を結ぶ連絡道路の建設促進	
③ 都道 2 0 4 号線（日原鍾乳洞線）の施策の強化	
(7) 島しょ地域における無電柱化事業に対する支援（建設局）	33
① 無電柱化整備に伴う支障移設工事に係る支援	
② 無電柱化に伴う I R U（自治体整備の光ファイバー網）の再整備に係る支援	
(8) 地域防災対策等に対する支援の拡充（総務局、デジタルサービス局）【重点】	33
① 防災行政無線施設整備の改修及びシステム更新	
② 防災行政無線を補完する情報伝達手段の構築・維持管理に対する助成	
③ 災害時緊急情報の集約・伝達システムの構築	
④ 島しょ地域における携帯電話の不通地域の解消	
⑤ 施設・設備に対する補助率の引上げと小規模事業の補助対象化	
⑥ 備蓄倉庫、飲料貯水槽、水利道整備及び消火栓設置への財政支援	
⑦ 防災備蓄品購入等に対する財政支援の充実	
⑧ 総合防災訓練の充実	
⑨ 消防団設備の整備、維持に対する財政支援	
⑩ 消防団の装備品拡充に対する財政支援	
⑪ 地域自主防災組織の運営支援及び防災用資機材、備蓄品整備のための包括補助新設	

2.2 島しょ地域における情報環境の整備 35

(1) 地上デジタル放送の安定的受信の支援（デジタルサービス局） 35

- ① テレビ共聴施設（有線・無線）の新設工事、維持管理に伴う財政支援
- ② 高速ブロードバンドを活用した地上デジタル放送の安定的受信に対する支援

2.3 地域特性に応じた公共交通の確保 35

(1) バス路線の確保に向けた支援（都市整備局） 35

(2) コミュニティバスへの支援の拡充（都市整備局） 35

(3) 自動運転技術の導入に対する支援の拡充（都市整備局） 35

(4) 離島航路の維持・存続に向けた施策の充実・強化（総務局、港湾局）【重点】 36

- ① 定期航路の安定的な運航に向けた支援
- ② 離島航路補助制度の継続及び経営改善カット制度の撤廃
- ③ 燃料価格調整金の低減措置の実施
- ④ 離島航路の経営改善に向けた施策の充実・強化

(5) 島しょ地域の航空路線の維持（総務局、港湾局） 36

- ① 運航費補助の継続
- ② 東京愛らんどシャトルキャンセル料の免除

(6) 多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設促進（都市整備局、建設局） 37

(7) 小笠原空港開設に係る整備計画の早期策定（政策企画局、総務局、都市整備局、環境局、港湾局）【重点】 37

2.4 道路整備の促進 37

(1) 都道等の整備促進（建設局） 37

- ① 福生都市計画道路 3・4・10 号線（主要地方道 5 号新宿・青梅線青梅街道～福 3・5・17 号線）の早期拡幅（瑞穂町）
- ② 福生都市計画道路 3・4・4 号線（瑞穂町大字殿ヶ谷～大字武蔵）の早期拡幅（瑞穂町）
- ③ 青梅都市計画道路 3・4・13 号線（青梅 3・4・4～青梅 3・4・8）の早期着工及び整備完了（瑞穂町）
- ④ 都道 184 号線（大入地区～日の出山～御岳山～海沢）の整備（日の出町、奥多摩町）
- ⑤ 秋 3・5・2 号線～秋 3・4・5 号線（都道 165 号線）を結ぶ道路の新設整備（日の出町）
- ⑥ 都市計画道路秋 3・4・14 号線（都道 185 号線）の全線拡幅整備（日の出町）
- ⑦ 都道主要地方道 31 号線（二ツ塚～萱窪信号）の歩行者保護のための早期拡幅（日の出町）
- ⑧ 都道 251 号線（青梅・日の出線）の全線拡幅及び歩道の整備（日の出町）
- ⑨ 檜原村南北横断道路の建設促進（檜原村）
- ⑩ 山岳道路の防災対策の強化（檜原村、奥多摩町）
- ⑪ 都道 202 号線大丹波地区の早期拡幅整備（奥多摩町）
- ⑫ 都道 204 号線（日原鍾乳洞線）の早期拡幅改修及び未登記の解消（奥多摩町）
- ⑬ 多摩川南岸道路の早期完成（丹三郎工区）（奥多摩町）（再掲）
- ⑭ 国道 139 号線の早期拡幅（奥多摩町）
- ⑮ 国道 411 号線のバイパス道路の整備促進（笹平橋～奥多摩湖）及び歩道（棚沢橋～将門）の設置（奥多摩町）
- ⑯ 都道 237 号線（式根島本道）第二期工事の計画再検討（新島村）
- ⑰ 都道 224 号線（神津本道）の歩道の設置（神津島村）
- ⑱ 都道 224 号線七軒町地区狹隘区間の路線切回の整備（神津島村）
- ⑲ 都道 224 号線（洞沢地区、平坦沢地区）の視距改良（神津島村）

(2) 市町村土木事業への支援（建設局）	38
① 補助採択基準の緩和及び補助制度の弾力的な運用	
② 道路の上下斜面の落石等防止対策等への支援	
③ 安全施設の改修に係る支援	
2 5 河川及び海岸整備の促進	38
(1) 河川改修整備の促進（建設局）	38
① 秋多都市計画河川第 1 号平井川の早期整備（日の出町）	
② 準用河川改修事業に対する支援（大島町）	
(2) 海岸保全区域指定と海岸保全事業の促進（建設局、港湾局、環境局）	38
① 海岸保全事業等の促進	
② 海岸漂着・漂流ごみ処理への対応促進及び財政措置（利島村、神津島村、御蔵島村、小笠原村）	
2 6 水道事業への支援	39
(1) 簡易水道事業に対する支援（保健医療局）	39
① 簡易水道事業の施設整備等に対する支援	
② 都営水道に一元化されていない町村に対する支援	
(2) 都営水道の一元化（総務局、保健医療局、水道局）	39
2 7 下水道事業への支援	40
(1) 公共下水道整備に対する支援（下水道局）	40
① 維持管理に対する財政支援	
② 環境保全の推進に向けた支援	
Ⅷ 教育	41
2 8 学校教育の充実	41
(1) 小中学校等の運営の充実（教育庁）	41
① 少人数授業に係る講師配置に対する支援	
② 小学校英語教科専科教諭の配置	
③ 外国人英語指導助手の配置に対する支援	
④ I C T 教育環境整備に対する支援	
⑤ G I G A スクール構想の推進に向けた支援	
(2) 小中学校施設整備の促進（教育庁）	41
① 計画的な改修の推進	
② 都単独補助制度の創設	
③ 義務教育施設整備費補助事業に係る補助対象基準の緩和	
④ 地域連携事業の補助対象の拡大等	
⑤ 3 5 人学級の実現に向けた支援	
⑥ 学校給食施設の整備に係る支援	
⑦ 島しょ地域における教職員住宅改修・整備の促進【重点】	
(3) 指導主事の適切な配置（教育庁）	42
(4) 特別支援教育の充実（教育庁）	42
2 9 生涯学習及び社会教育活動の推進	43
(1) 生涯学習の推進（教育庁）	43

(2) 社会教育活動の充実（生活文化局、スポーツ推進本部）	43
① 芸術文化活動に対する財政支援及び演奏家や芸術団体等の派遣	
② スポーツ指導員の派遣等	
(3) 社会教育施設等の整備への支援等（生活文化局、教育庁）	43
① 社会教育施設等の整備に対する支援	
② 都立図書館搬送便の継続	
(4) 全国健康福祉祭（ねんりんピック東京大会）に係る運営及び財政支援（スポーツ推進本部）	
【新規】	43

I 地域振興

1 個性と魅力ある地域づくりの推進

(1) 西多摩地域の個性と魅力ある地域づくりに向けた振興策の推進（政策企画局、総務局、産業労働局）【重点】

① 西多摩地域の豊かな自然を活かした魅力と活力のある地域づくりの推進、生活基盤の整備

「2050 東京戦略」及び「多摩振興アクションプラン」に基づき、西多摩地域の豊かな自然を活かした魅力と活力のある地域づくりを推進するとともに、生活基盤の整備を図ること。

② 西多摩地域広域行政圏計画事業の推進と財政支援の充実

西多摩地域の振興と均衡ある発展に向け、「西多摩地域広域行政圏計画」に基づき、支援体制の強化と関係自治体の状況を踏まえた財政支援の充実を図ること。

(2) 島しょ地域の個性と魅力ある地域づくりに向けた振興策の推進（政策企画局、総務局、産業労働局、港湾局）【重点】

① 島しょ地域の豊かな海洋資源を活かした産業及び観光振興の充実・強化

「東京都離島振興計画」及び「小笠原諸島振興開発計画」を踏まえ、島しょ地域における豊かな海洋資源を活かした産業及び観光振興をはじめ各種振興策の充実強化を図ること。

② 伊豆諸島の一体的な振興

「東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画」に基づく諸施策を着実に実行するとともに、伊豆諸島北部地域と同南部地域の間に格差が生じないよう一体的な振興を図ること。

③ 伊豆諸島北部地域の特定有人国境離島地域化

伊豆諸島の一体的な振興と発展を図るため、伊豆諸島北部地域（大島、利島、神津島）を特定有人国境離島地域に加えるよう国に強く要求すること。

④ 島しょ振興公社に対する支援

島しょ町村の振興において重要な役割を担う島しょ振興公社の運営に必要な貸付を継続すること。

⑤ 航空路及びヘリコプター路線の運賃低廉化及び運行体制への支援

島民生活の安定や産業振興に重要な役割を担う島しょ地域の航空路及びヘリコプター路線について、運賃低廉化及び安定した運航体制の維持に必要な財政支援を継続すること。

⑥ 島しょ貨物運賃補助の継続

海上輸送費の上昇が島民生活や産業に及ぼす影響を抑えるため、生活物資に対する貨物運賃補助の現行補助率を継続すること。

⑦ 燃油類の価格安定に向けた支援の拡充及び支援制度の創設

移動手段や漁業・農業など、ガソリン等への依存度が高い島しょ地域の実状及び昨今の物価高騰の動向を踏まえ、次の事項について対応すること。

ア 「離島ガソリン流通コスト対策事業」の拡充並びに軽油・灯油等の燃油類への新たな支援制度の創設を国に強く要請すること。

イ 物価高騰の影響が住民生活及び地域経済に直結する島しょ地域住民の負担軽減に資する独自の支援制度を創設すること。

(3) 山間・島しょ地域への移住・定住促進（総務局）

「移住・定住促進市町村支援事業」において、町村が経常的に実施する移住・定住に関する広報・PR活動等を補助対象とするなど、支援の充実を図ること。

2 市町村総合交付金の拡充(総務局)【重点】

(1) 行政水準の維持向上に向けた支援

人口減少、高齢化の進展や施設の維持、更新などへの的確な対応及び各町村の行政水準の維持向上に不可欠な財政支援を引き続き実施すること。

(2) 公共施設等の整備状況や財政力を勘案した配分

各町村の公共施設の整備状況や財政力を勘案した弾力的、効果的な配分を行うこと。

(3) 西多摩地域広域行政圏事業及び島しょ地域における地域振興策等の充実

西多摩地域広域行政圏事業及び島しょ地域における地域振興策、地域経済活性化対策、行政サービスの充実等に対する財政補完の強化を図ること。

(4) 交付金対象範囲の拡大

公共施設の整備促進や地場産業の振興、少子化対策、若者定住化対策、交通弱者の解消等、行政需要の多様化に応じ、交付金の対象範囲を拡大すること。

(5) 市町村総合交付金まちづくり振興対策地域特選事業枠の充実

地域の特性や地理的条件に応じて活用できる「市町村総合交付金まちづくり振興対策地域特選事業枠」の対象事業の拡大など一層の充実を図ること。

3 地方分権の推進

(1) 地方分権の推進に向けた支援の充実（財務局、総務局）

① 権限移譲に見合う財源措置等

権限移譲に見合う適切かつ十分な財源措置及び地方交付税の法定率の引上げを国に強く要請すること。

② 町村の安定的な行財政運営の確保に向けた支援

地方分権による事務移譲が過重な負担となり住民サービスの低下に繋がらないよう適切な技術・財政支援を実施すること。

③ 事務処理特例条例に係る適正な財源措置等

事務移譲等について、単価、基準、範囲などの明示と十分な協議に基づき適正な財源措置を行うとともに、兼務職員の多い町村の組織体制にも配慮し、申請交付手続の簡素化を図ること。

(2) 総合戦略の実現に向けた財政支援の充実（政策企画局、総務局）

地方交付税等の一般財源総額の確保により町村の財政基盤を強化するとともに、「地域未来交付金」については、地域の実状に応じた新たな発想や創意工夫を活かした取組を柔軟かつ積極的に実施できるよう自由度の高い制度とするとともに、十分な予算規模を確保・拡充するよう国に要請すること。

(3) 地方自治体財政の安定化（総務局）【重点】

① 交付税総額の確保

地方交付税の法定率の引上げなど、町村の安定的な行財政運営を図るために必要な交付税総額を確保するよう国に強く要請すること。

② 新たな地方財源の確保

国による義務付けや政策誘導による財源不足が生じないように、新たな地方財源を確保するよう国に強く要請すること。

③ 需要額算定基準における割増算定の拡充等

過疎化が進む山村、離島が多くを占める町村の多様な財政需要を的確に反映できるよう、人口と面積を基本として算定される地方交付税の需要額算定基準における割増算定の拡充などを国に強く要請すること。

④ 人口を中心とした配分基準の是正

人口密度が低い山村、離島等の現状を踏まえ、基準財政需要額の算定において、湖沼面積と同様に海域面積も地方自治体面積に含めるなど、人口を中心とした配分基準を是正するよう国に要請すること。

(4) ふるさと納税制度の抜本的な見直し（総務局、財務局、主税局）

返礼品競争により、寄付の本来趣旨を逸脱しているふるさと納税制度の現状に鑑み、「ワンストップ特例」制度の廃止を含めた抜本的な見直しを行うとともに、現制度に伴う住民税控除による税収の減少について、地方交付税ではなく、地方特別交付金等により全ての自治体に減収補填がなされるよう、国に要請すること。

4 行政の安定的運営

(1) 個人住民税徴収事業への支援（主税局）

都への研修受入れなどによる人材育成や、地方税法第739条の5に基づく徴収引継、専門職員の派遣等を継続し、町村における徴収体制の強化を支援すること。

(2) 公共施設等の建替え・大規模改修等への支援（総務局）

公共施設等の老朽が進み一斉に建替えの時期が迫る中、町村において喫緊の課題である公共施設の適正管理を推進するため、公共施設等の更新、長寿命化、除却、整理統合

に対する財政支援の充実を図ること。

(3) 出先機関及び各局横断的な連絡調整窓口の設置（総務局）

人材の確保が困難な小離島（利島村、御蔵島村、青ヶ島村）をはじめ、島しょ町村が機動的かつ安定的な行財政運営が行えるよう、都の出先機関の適切な設置または人員の配置増を図るとともに、各局横断的な連絡相談窓口を設置すること。

(4) 地籍調査事業費負担金に対する支援（都市整備局）

国土調査促進特別措置法に基づく計画的な地籍調査について、「国土調査事業十箇年計画（第7次十箇年計画）による地籍調査（一般）として、町村の規定負担割合以上の財政負担が生じないよう適正な予算措置を国に要請するとともに、都として財政支援を行うこと。

(5) 自治体DX推進等に向けた支援の強化（デジタルサービス局、総務局）

① 自治体DX推進の支援

自治体DXを推進するため、自治体DX推進計画の取扱いについて、早期に情報提供をするとともに、技術的支援や財政支援を行うよう国に要請すること。

② GovTech東京を活用した支援

市町村のニーズの把握・調整等を踏まえ、GovTech東京が行っている各種支援事業等を継続すること。

③ 事務処理自動化ツール導入支援【新規】

職員数の少ない自治体において通常業務と並行してのAI・RPAツール導入を円滑に進めるため、導入に係る外部委託等に対して財政支援を実施すること。

④ ガバメントクラウドへの移行支援

ガバメントクラウドへの移行に際し、町村の負担が生じることのないよう、全額国負担とするよう強く国に要請すること。

⑤ 標準化・共通化に連携するシステムへの支援

特定移行支援システムにかかる費用について全額負担するよう国に要請するとともに、都独自制度のカスタマイズ対応については補助を行うなど町村への財政支援を行うこと。

⑥ 標準準拠システム導入後の運用経費への財政支援

標準準拠システム導入後の運用経費について、町村に対し過度な負担が生じないよ

う国の責任において適切な財政支援を行うよう強く要請すること。

⑦ セキュリティ強化に対する財政措置

自治体情報セキュリティクラウドの安定運用に不可欠な無害化処理サーバー購入費用等が自治体にとって大きな負担となっている現状を踏まえ、セキュリティクラウド導入以前のネットワーク構築に係る経費についても財政措置すること。

(6) 島しょ町村における事務共同化の推進に係る支援（総務局）【新規】

島しょ地域の実状を踏まえた事務の共同化を進めるとともに、共同化に向けた財政措置及び技術的支援を引き続き図ること。

5 島しょ町村の災害復興の推進

(1) 三宅島噴火災害復興支援施策の推進（産業労働局）

三宅村の本格的な復興は未だ道半ばであり、復興の要となる農林水産、観光などの産業への支援施策を推進すること。

Ⅱ 医療・保健

6 医療体制の充実

(1) へき地等医療行政の充実（保健医療局）【重点】

① へき地勤務医療従事者の確保

医療従事者の確保が困難な島しょの状況を踏まえ、医師の複数年継続派遣など、柔軟な支援を実施すること。また、看護師や支援職種の派遣制度を創設すること。

② へき地勤務医師等確保事業に対する財源措置

「東京都へき地医療対策協議会」を活用し、医療人材確保等の医療支援体制の充実を図ること。また、財源措置を国に強く要請するとともに、都として人的支援及び財政支援の充実を図ること。

③ へき地勤務医師及び看護師給与費補助の引上げ

へき地に勤務する医師及び看護師給与費補助を引上げること。

④ 緊急時に必要な医師や看護師等の確保及び派遣

緊急時に必要な医師や看護師等の確保及び派遣をすること。

⑤ 専門診療制度、巡回精神衛生相談の充実・強化

ア 各町村の需要を踏まえ、専門診療確保制度の診療科目（眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等）及び実施日数の充実を図ること。

イ 実施日数の長期化、事業経費の増加及び医師不足に対応できるよう、協力病院の確保に対する支援及び補助金単価の引上げを図ること。

⑥ 不採算診療科目の運営に対する補助制度の創設

産婦人科や小児科などの不採算部門については診療体制の維持が年々困難となっているため、既存事業の拡充による財政支援または新たな支援事業を創設すること。

⑦ 初期救急医療体制の確保

ア 保健医療政策区市町村包括補助事業において、オンライン診療のみの初期救急診療に係る委託費を補助対象とすること。

イ 初期救急診療を二次救急医療機関へ委託する場合、初期救急医療と二次救急医療で医師等を分離せずとも救急医療機関勤務医師確保事業等の補助対象となるよう要件を緩和すること。あわせて、保健医療政策区市町村包括補助事業の対象とすること。

⑧ 東京都へき地診療所医療機器整備費補助金の拡充【新規】

東京都へき地診療所医療機器整備費補助金の限度額の引き上げ及び対象機器の範囲

の拡大を図ること。

(2) 公立病院等に対する施設整備事業補助の充実（保健医療局）

① 施設整備事業に対する財政支援

地域の中核的病院である公立病院及び公設民営型医療施設が適正に運営できるよう、施設整備事業に対する財政支援を行うとともに、施設の新築及び増築、設備の改修・更新、並びに電子カルテ等の医療情報システムの更新に係る起債償還を補助対象とすること。

② 安定的な運営に向けた支援

公立病院の安定的な運営を図るため、地域、病院の規模に関わらず、継続的かつ安定的に医師の確保ができる体制を維持するとともに、市町村公立病院運営事業補助金の補助額引き上げや地域医療連携等に対する補助、物価高騰対策事業等への財政支援を拡充すること。

(3) 国民健康保険直営診療施設整備事業の推進（保健医療局）

医療機器の整備に対する国民健康保険調整交付金を補完する都の制度において限度額の引き上げを行うなど、国民健康保険直営診療施設整備に係る支援の更なる充実を図ること。

(4) 病院利用者宿泊施設の拡充等（保健医療局）

利用者の通院等の実状を踏まえ、都立広尾病院利用者宿泊施設における宿泊日数の更なる拡充を図ること。

7 地域保健サービス事業の充実

(1) 地域保健サービス事業への支援（保健医療局）

地域保健サービス事業を着実に実施するため、次の事項について対応すること。

① 医師等確保に対する支援

医師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等を都で採用し、派遣する制度を創設すること。

② 医師等の継続的な配置に対する支援

医師等の継続的な配置に必要な人的及び財政的支援を図ること。

(2) 母子保健事業の充実（福祉局）

① とうきょうママパパ応援事業等の継続

妊娠期からの切れ目ない支援を実施するため、圏域を越えた医療機関との調整及び事業者から協力医療機関へ支払う委託料や謝礼に対する補助など、必要な支援策を講じること。

② 1 か月児健康診査事業への支援

産婦健康診査と同様に町村の負担軽減を図る措置を講じること。

③ 1 歳 6 か月健康診査事業に対する財政措置

1 歳 6 か月健康診査事業の円滑な事業実施を図るため、交付、不交付団体に関わらず十分な財政措置を講じるよう国に要請すること。

④ 5 歳児健康診査への支援

5 歳児健康診査を着実に実施するため、次の事項について対応すること。

ア 5 歳児健康診査に対応可能な医療機関及び医師に関する情報提供を行うこと。

イ 集団健康診査に従事するスタッフの人件費に対する支援を行うこと。

ウ 地域のフォローアップ体制（医療・福祉・教育）の構築に向けた取組が進められるよう国に要請すること。

(3) がん検診への支援の充実（保健医療局）

国の指針に基づく対策型がん検診に係る委託料等に対して、保健医療政策区市町村包括補助事業の拡充や、新たな補助制度の創設など必要な財政支援を実施すること。

(4) 特定健康診査・特定保健指導事業への財政支援等（保健医療局）

① 特定健康診査・特定保健指導への財政支援

特定健康診査・特定保健指導事業実施費用については、低額な補助基準単価により国及び都道府県の負担では不十分なため、各保険者の実態を踏まえた補助基準単価及び補助基準内容の見直し等を国に強く要請すること。

② 健診単価の統一、実施医療機関の広域化等に対する関与

データヘルス計画の根幹をなす特定健康診査等の保健事業は国保制度の安定化に欠かせないため、健診単価の統一、実施医療機関の広域化及びスケールメリットを活かした事業の実施など、財政運営の責任を担う保険者として積極的に関与すること。

(5) 予防接種等における支援の確立（保健医療局）

① 高齢者に対するインフルエンザ予防接種等への支援

高齢者に対するインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンなどの接種が安定かつ継続的に実施できるよう財政支援を行うこと。

② 定期予防接種（A類疾病）に対する財政支援

子宮頸がん（HPV）ワクチン、ヒブワクチンなど定期予防接種（A類疾病）として実施しているワクチンの接種費用について、接種や償還払い制度に要する経費の財政支援を国に要請するとともに、都において財政支援を講じること。

③ 定期予防接種（B類疾病）に対する財政支援

帯状疱疹ワクチンなど、B類疾病の定期予防接種の被接種者に対し実施する補助は、ワクチン価格が高額なため大きな財政負担となっている。町村間で接種機会の格差が生じないように、地方交付税によらない財政支援を国に要請するとともに、都において財政支援を講じること。

8 医療保険制度の安定的な運営

(1) 医療保険制度の一本化に向けた取組（保健医療局）

医療保険制度の都道府県化は、国保の広域化と基盤強化に一定の役割を果たす一方で、医療費の更なる増加により国保財政は更に厳しくなることが予想されるため、今後も町村と協議を重ね、医療保険制度の一本化が図られるよう国に強く要請すること。

(2) 国の公費負担割合の拡大（保健医療局）

国民健康保険制度の持続可能性を確保するため、以下について国に要望すること。

① 国民健康保険制度の安定化のための財政支援

国民健康保険の国庫負担金割合（療養給付費等負担金 32%、調整交付金 9%）の引上げとともに、国民健康保険制度の安定化に不可欠な財政支援が図られるよう措置すること。

② 低所得者対策の実施及び保険者努力支援制度の評価指標の見直し

低所得者対策の実施及び保険者努力支援制度の減点項目を含む評価指標について、実状に応じた見直しを図ること。

(3) 国民健康保険制度改正への対応（保健医療局）

国保事業の財政運営の健全化に向けた取組を積極的に実施すること。確定係数による国民健康保険事業費補助金納付金などの算定結果の提示時期について、保険料（税）率の見直しや予算編成に影響しない適切な時期に示されるよう国に強く要請すること。

また、賦課方式や保険料率等の統一の際に、保険料が著しく上昇する町村への激変緩和措置など、きめ細かな配慮を行うこと。

(4) 子ども・子育て支援金制度による支援金徴収事務への対応（保健医療局）

子ども・子育て支援金制度に基づき、令和8年度から保険料（税）の賦課・徴収事務を担っているが、国に納付する拠出金は令和9年度および10年度に段階的に引き上げられる予定である。ついては、負担見込額の算出根拠の明確な提示、速やかな情報提供とともに、制度運営に係る事務費用への財政支援を国に要請すること。

(5) マイナ保険証移行への対応（保健医療局）

マイナ保険証への移行に伴い、日次・月次処理の増加やマイナンバーカードの有効期限切れなど、制度運営に伴う事務負担および費用が増大していることから、制度の改善と費用負担の見直しを国に要請すること。

Ⅲ 福祉

9 高齢者福祉施策の充実

(1) 高齢者福祉施策の充実・強化（福祉局）

① 高齢者施策推進区市町村包括補助事業への支援

高齢者施策推進区市町村包括補助事業の補助額を維持、拡充し、町村が独自に地域の実状に即した施策展開ができるよう、柔軟かつ積極的な支援を行うこと。

② 高齢者福祉施策への支援

町村が実施する高齢者福祉施策に対する専門的な技術者及び指導者派遣などの人的支援、並びに人材確保に係る財政支援を行うこと。

③ 高齢者緊急通報システム事業への支援

高齢者救急通報システム事業の補助対象経費に機器購入費を追加すること。

(2) 介護保険制度改正に伴う支援策の充実（福祉局）

① 在宅介護サービスに係る基盤整備及び人材育成・確保への支援

以下の項目について対応すること。

ア 事業所の固定費（輸送費、光熱水費、システム維持費等）に対する支援制度の創設

イ 既存公営住宅の活用や基準緩和（弾力的運用）、宿舍の新築・改修に対する補助率の引き上げ

ウ 山間・島しょ部で就労する職員に対しての「加算給付」の創設

エ 介護報酬の特別地域加算の大幅な引き上げについての国への要請

オ 育成就労制度等における山間・島しょ地域の地理的制約を考慮した特例措置の適用についての国への要請

カ 離島・山間地域の育成コストが回収不能となることを防ぐため、転籍制限期間の延長と法運用ルールの見直しについての国への要請

② 生計困難者に対する利用者負担軽減制度の充実

「生計困難者に対する利用者負担軽減制度」について、サービスの対象や内容を拡大すること。

③ 居住地不明者の特別養護老人ホーム入所にかかる対応

居住地不明者の特別養護老人ホーム入所について、施設所在町村の負担となる介護

保険制度の改正及び財政支援について国に要請すること。

④ 都による総合的な調整及び支援

保険者の広域化に向け、町村の実状を踏まえた総合的な調整及び支援を図ること。

⑤ 介護給付費負担金及び調整交付金に関する措置

介護給付費負担金について国の負担割合を 25%とするとともに、調整交付金についてはこれを別枠とする措置が講じられるよう国に要請すること。

⑥ 次期介護報酬改定に向けた対応

次期介護報酬改定においては、給付と負担の均衡を踏まえつつ、地域区分の在り方を含めた適正な単価設定が図られるよう国に要請すること。

⑦ 介護保険料の地域格差是正

介護保険料の地域格差是正を国に要請すること。

⑧ 地域介護分野有効求人倍率を考慮した地域格差是正調整

次期報酬改定において、地域における介護分野有効求人倍率を考慮した調整による地域格差是正を行うよう国に要請すること。

⑨ 保険者機能強化推進交付金の適正化

保険者機能強化推進交付金について、人口規模や事務負担能力の差異により不公平が生じないよう国に要請するとともに、都として必要な支援を行うこと。

(3) 後期高齢者医療制度の円滑な実施のための財政支援等（保健医療局）

① 調整交付金の別枠交付

被保険者の負担を軽減するため、国の法定負担分である療養給付費は全て定率とし、各広域連合間での所得格差を調整する財政措置は調整交付金と別枠で確保するよう国に要請すること。

② 住所地特例に係る市区町村間財政負担不均衡の是正

現行の住所地特例制度は、広域連合の区域を越えない場合には適用されないため、介護老人福祉施設等の設置数の多寡により、広域内市区町村間において療養給付費負担金などにおいて財政負担の偏在が生じている。市区町村間の財政負担の不均衡を是正するため、制度の見直しを国に要請すること。

③ 保険料率の改定に際しての支援

保険料改定においては、後期高齢者医療保険料が被保険者への過重な負担となり不安や混乱を招くことにならないよう、東京都後期高齢者医療財政安定化基金等による必要な財政措置を講じるとともに、国の公費負担を増額するよう要請すること。

(4) サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う意見聴取の徹底（住宅政策本部、福祉局）

サービス付き高齢者向け住宅の建設に都補助金を活用する場合には、自治体の同意等が必要であり、国の補助金を活用する場合には自治体への意見聴取が要件となっている。補助金交付の際には、自治体に対する意見聴取を徹底するよう国に要請すること。

(5) 西多摩地域の高齢者交通対策に係る支援の拡充（都市整備局、福祉局）

① 高齢者福祉バス等への支援

高齢化の進行が早く、地域公共交通が脆弱な交通不便地である西多摩町村で実施している高齢者福祉バスなどの事業に対し、各種補助金に係る補助率の引上げを図ること。

② シルバーパス負担額の軽減

公共交通の整備状況による利用機会の格差を是正するため、所得制限に加えて交通便利性を基準化し、交通不便地には段階的な負担軽減措置を講じること。

10 児童福祉施策の充実

(1) 子育て環境の充実（子供政策連携室、福祉局）

① 子ども・子育て支援新制度への対応

子ども・子育て支援新制度に係る事業の財源を確実に措置するよう国に要請すること。都は、都内の広域利用児童の受け皿確保の調整、事務手続きや運営費の負担基準の統一化など、積極的に広域調整機能を果たすこと。

② 子育て推進交付金等の充実

子育て推進交付金や子供家庭支援区市町村包括補助事業の予算の増額や補助率の引上げなど、引き続き財政措置の拡充を図ること。

③ 虐待対策コーディネーターの配置等に係る体制整備

虐待対策コーディネーター、ワーカー及び相談員の配置について、地域の実状に合った配置基準への見直しを図るとともに財政支援の一層の充実を図ること。

(2) 子どもへの医療費助成制度の拡充（子供政策連携室、福祉局）

① 子どもへの医療費助成一部負担金の撤廃

子どもの医療費助成事業について、市区町村の財政状況により自己負担の取扱いに

格差が生じていることから、一部負担金を撤廃するなど、広域自治体である都が積極的に格差を是正すること。

② 新たな子ども医療費助成制度の創設

0歳児から18歳までを対象に、費用負担を伴わず必要な医療の提供を受けることを可能とする新たな子ども医療費助成制度を創設するよう国に要請すること。その際、国・都・市町村の役割を明確にするとともに、人件費や事務費なども含め、必要な経費は全額国庫負担とするよう要請すること。

(3) 認可保育所及び認証保育所等に対する支援の充実（子供政策連携室、福祉局）

① 子育て推進交付金制度の充実

子育て推進交付金について、障害児保育の対象者の増加及び重度化、延長保育の需要増加、紙おむつ処理などの衛生対策の充実、保育施設の安全対策等に鑑み、算定基礎の見直しを行うとともに所要の予算額を確保し、運用改善を図ること。

② 保育士人材確保の支援

東京都保育士等キャリアアップ補助金の要件となっている都主催研修会の開催を増やすこと。高校生、大学生等への保育職の魅力を伝える事業展開など、保育士の人材確保策を充実すること。

③ 保育士を確保する事業者への支援

保育士の確保について、財政力による地域格差が生じないように、一律の補助制度を設けて事業者へ直接補助するとともに、増加する障害児保育への対応のため、保育士加配に対する支援策を講じること。

④ 保育士の人材確保に向けた制度の創設

小規模離島で保育士を独自に採用することは困難なため、都による人材確保制度を創設すること。

⑤ 食物アレルギー対応代替食提供等に対する支援

保育サービス推進事業補助金及び保育力強化事業補助金について、実態を踏まえ、アレルギー対応の加算単価の増額を図ること。

⑥ 食材料費の保護者負担額に対する支援

幼児教育・保育無償化により、市町村間で食材料費の保護者負担額が異なる状況を改善するため、新たな補助制度を創設すること。

(4) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業の充実（生活文化局）

私立幼稚園保育料と公立幼稚園保育料との格差を是正するため、補助の一層の充実

を図ること。その他納付金に対する補助対象世帯の制限を撤廃する場合、都の補助額も見直すこと。

11 障害者福祉施策の充実

(1) 心身障害者福祉の充実（福祉局）

① 障害者施策推進区市町村包括補助事業の拡充

障害福祉サービスの更なる支援の充実を図るため、障害者施策推進区市町村包括補助の対象範囲等の維持及び支援の拡充を図ること。

② 町村立心身障害者（児）授産施設等への補助の拡充

町村が運営する心身障害者（児）授産施設及び福祉作業所等の施設の建替えに係る建築費用などに対する補助を拡充すること。

(2) 精神障害者等に対する支援制度の充実と人的支援・財政支援の強化（福祉局）

① 精神障害者手帳保持者に対する福祉手当支給制度の創設

精神障害者には、身体障害者、知的障害者と異なり、福祉手当等の経済的支援がないため、手帳保持者に対する福祉手当支給制度を創設すること。

② 発達障害者の経済的支援制度の創設

発達障害者は、精神障害者保健福祉手帳を取得できないケースや申請しないケースがあり、町村では、発達障害者に対する経済的な支援などが難しいため、財政支援制度を創設すること。

③ 精神保健福祉事業に対する支援の強化

精神保健福祉事業を円滑に実施するため、以下の取組を実施すること。

ア 必要な専門医を派遣すること。

イ 島外の精神科医療機関との診療連携を推進すること。

ウ オンライン診療及び相談体制を充実強化すること。

12 社会福祉協議会への補助の充実(生活文化局、福祉局)

(1) 住民参加型在宅福祉サービスへの助成制度の拡充等

社会福祉協議会が実施している住民参加による在宅福祉サービスへの助成制度の拡充及び地域福祉推進事業の充実強化を図ること。

(2) ボランティアの活動拠点としての機能強化

ボランティアの活動拠点としての役割を担う社会福祉協議会の機能強化、充実に向けた財政支援の一層の強化を図ること。

IV 地域経済

13 農業振興対策の充実

(1) 農業振興対策の推進（産業労働局）

① 山村・離島振興施設整備事業の充実・強化

町村で生産される希少な農産物の生産体制を保護するため、施設の復旧、補修、花卉等の荷傷み防止に必要な冷蔵倉庫や保冷コンテナ等の施設整備に対する措置の充実強化など総合的な支援の拡充を図ること。

② 農業委員会に対する支援

地域における農政問題への取組を推進するため、農業委員会の活動強化に向けた事業費補助の内容をより充実すること。

③ 農業改良普及センターの拡充・強化

離島特別技術指導事業等による普及指導員の常駐化を図り、指導を充実すること。

④ 農林水産振興財団の試験研究体制の拡充・強化

バイオテクノロジーをはじめとする品種改良等の試験研究の強化・促進、技術指導の充実を図るために、農林水産振興財団の試験研究体制の拡充強化を図ること。

⑤ 牧場の整備推進

島しょ地域の畜産振興を図るため、公営牧場の施設整備を推進すること。

⑥ 農地の保全と利活用促進事業の充実

遊休農地の積極的な活用を図るため、荒廃の度合いなどの状況に応じた事業の充実を図ること。

⑦ 新規就農者支援体制の強化

新規就農者確保のため、研修センターの更なる充実など、支援制度の確立を図ること。特に島しょ地域においては、島外からの新規就農者の研修に係る交通費及び滞在費並びに新規就農者等向けに町村が行う住宅整備に係る費用に対する財政支援を行うこと。

⑧ わさび田造成と後継者の育成支援

国の山村活性化交付金を活用したわさび田の調査を実施し、新規就農者等に情報提供を行っているが、耕作が行われていないわさび田については荒廃が進んでいるため造成等が必要である。このため、奥多摩町が開講しているわさび塾の運営や、わさび田造成に要する費用などの支援を継続すること。

⑨ 「未来に残す東京の農地プロジェクト」の充実・強化

島しょ地域における農地再生のための開墾には、重機による伐採、伐根、伐採木の島外処理などに本土に比べ多額の費用がかかる。農業者の負担を少しでも軽減できるよう、「未来に残す東京の農地プロジェクト」における補助率の拡充を行うこと。

⑩ オガサワラオオコウモリの防除対策

母島では、オガサワラオオコウモリによる柑橘類等への食害が急速に拡大している。オガサワラオオコウモリは天然記念物であり駆除できないことから、防除効果のある忌避剤の選定、開発など、防除に関する研究を推進すること。

(2) 農業振興に係る基盤整備事業の促進（産業労働局）

① 土地改良事業への支援

町村は、補助基準面積に達しない地域が多いことから、都単土地改良事業の基準面積の引下げ（2ha→1ha）を図ること。農業用水の安定確保への技術指導及び財政支援を図るとともに、事業の早期完成と、調査中の事業の促進について措置を講じること。また、防災重点指定を受けたため池の整備にあたり、事業を適正かつ円滑に実施できるよう、専門的知識を有する職員による技術支援を図ること。

② 農業用水の確保等の促進

河川のない島しょ地域における農業用水の確保や小規模農道整備の促進など農業の基盤整備を継続すること。特に父島北袋沢地区においては、農地及びそれに付随する施設栽培面積の増加等に伴い、農業用水の確保、灌がい施設の整備などの早急な対策を進めること。

(3) 有害鳥獣駆除対策の実施（環境局、産業労働局）

① 有害鳥獣の駆除・防除対策の推進

ア 有害鳥獣（サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョン、ネズミ等）に係る調査・駆除費の補助率の引き上げ

イ 電気柵の建設及び維持管理のための人員確保に係る人件費等の補助の拡大

ウ 東京都農作物獣害防止対策事業の充実

② ツキノワグマ対策への支援強化

ツキノワグマの人家周辺への出没が増加し、人的物的被害が発生している。今後、保護管理による個体数の増加や生息域の拡大など、更なる出没件数増が懸念されるため、ツキノワグマに対する安全確保に要する費用などへの恒常的な財政支援が実現できるよう、制度等の整備を検討すること。

③ ニホンザル管理計画の策定

西多摩地域においてニホンザルは増加傾向にあり、市町村域を超えて移動することから、東京都として第二種管理計画を策定し、都が主体となり関係市町村と連携して個体数を管理して状況に応じて捕獲を実施すること。

(4) 森林病虫害等駆除対策の実施（環境局、産業労働局、建設局）

① 森林病虫害の防除対策の推進

ア 森林病虫害（マツクイムシ、マツノマダラカミキリ、カシノナガキクイムシ、マイマイガ等）に対する効果的な防除対策

イ 被害林の経過観察調査と森林病虫害の実態調査（航空写真による繁殖状況調査、被害木毎木調査、トラップ調査、全木穿入孔数調査等）及びスダジイの樹勢調査の実施

ウ 枯れたスダジイの伐採に対する補助制度の創設

② 椿林害虫の防除対策に対する支援

椿林害虫（エダシャク類、チャドクガ等）の防除に対する適切な対策及び財政支援策を講じるとともに、環境や生態系を配慮した駆除、防除方法の研究を実施すること。

③ イエシロアリの駆除、防除対策に対する支援

イエシロアリの根絶を目的とした対策及び財政支援策を講じるとともに、環境や生態系を配慮した駆除、防除方法の研究を実施すること。

④ アシジロヒラフシアリ対策の支援強化

生活被害の島外拡散防止のため、以下の対策を講じること。

ア 特注薬剤の購入補助

イ 国立公園地域内における防除

ウ 国や都からの専門職員派遣

14 林業振興対策の充実

(1) 林業総合振興対策の充実・強化（産業労働局）

① 都施行林道の開設及び林道維持管理の積極的な推進

多摩産材の生産性向上に必要な林道を施工開設（間伐林道の増設）するとともに、林道維持管理の積極的な推進と予算の増額を図ること。

② 森林保全・治山事業の充実・強化

森林の多面的機能を発揮させるため、森林保全・治山事業のより一層の充実強化を図ること。

③ 林道天上山線道路改良工事の促進

神津島の林道天上山線では、経年劣化による舗装面の亀裂、見通しの悪い区間及び法面保護箇所等について、利用者から通行の安全性を懸念する意見が寄せられているため、事業規模を拡大し早期に完了すること。

(2) 「森づくり推進プラン」の推進（産業労働局）

① 「森づくり推進プラン」の推進

森林循環を促進する施策の展開にあたり、町村と十分な協議を行うとともに必要な財源措置を講じた上で事業を推進すること。

② 多摩産材の利用拡大

横伏せされた間伐材の活用が災害の激甚化の防止にも資することを踏まえ、間伐材を有効利用する事業の充実を図ること。

(3) 花粉症発生源対策の推進（産業労働局、環境局）

① 主伐事業による花粉発生源対策の充実・強化

「森林循環促進事業」により、主伐後の少花粉種への植替えなど、スギ花粉発生源対策を一層拡充すること。ヒノキ林も含めた総合的、効果的な花粉症発生源対策を実施すること。

② 枝打ち事業の継続及び2回目の枝打ち実施

森林再生事業実施地における枝打ち事業開始時の実施箇所では、年数の経過により木が成長し、再度の枝打ちが必要な現場が多くあるため、事業を継続し、2回目の枝打ちを実施すること。

(4) 森林環境譲与税の活用による支援（産業労働局）

① 森林環境譲与税の活用に係る支援体制の拡充

林業労働力の確保と技術者の育成を更に推進するため、林業の人材確保のPR活動や、林業従事者の住宅や林業事業体の事務所とするための空き家改修等に要する費用に森林環境譲与税を活用できるよう支援体制の拡充を図ること。

② 町村に対する助成制度の創設等

森林環境を保全している町村に対する助成制度の創設や補助の拡充を図ること。

③ 森林を有しない市区町村に交付される森林環境譲与税の活用

森林を有しない市区町村に交付される森林環境譲与税について、多摩産材の利用や多摩地域の森林を活用したカーボンオフセット事業など、都内の森林のために活用されるよう積極的に要請すること。

(5) 治山事業の整備促進（産業労働局）

① 神津島村における治山事業等

ア 天上山の山腹崩壊防止のための整備促進

天上山山頂の裏砂漠、山腹、及び新東京百景展望地の山腹が崩壊し、危険性が増大しているため、崩壊防止の整備を促進すること。

イ 特別養護老人ホームに隣接する岩山の落石防止の整備

ウ 大黒根トンネル出口の隣接治山法面の調査

大黒根トンネル出口隣接治山法面について、都の治山事業により崩壊法面の調査を行い、治山復旧計画を推進すること。

② 新島村における治山事業

新島村若郷地区の新島山は、地震や台風による被害、鹿の植生被害により、土砂の崩落等の危険性が高まっている。麓には民家があるため、早急に対策を講じること。

15 水産業振興対策の充実

(1) 水産業の振興（産業労働局）

① 沿岸漁業漁村振興構造改善事業等の充実

ア 人工漁礁、大規模増殖場の設置等、漁場の整備促進及び対象の拡大

イ 漁業資源の枯渇防止のための栽培・管理型漁業の育成及び助成

ウ 漁業近代化推進施設整備事業（蓄養施設、漁船保全修理施設、製氷貯氷施設、燃油施設等）による漁業施設の整備促進

② 栽培漁業センター事業の拡充

水産資源の減少に対応し、生産量の増大と漁業経営の安定化を図るため、栽培漁業センター事業の拡充を図ること。

③ 内水面活性化総合対策事業に対する支援

漁業協同組合の経営の早期健全化、安定化に向けた指導、支援を強化すること。

④ 東京都島しょ農林水産総合センターの充実

都の水産業振興に大きな役割を担っている島しょ農林水産総合センターの研究指導体制の強化や展示内容の充実及び学習施設の整備など、より一層の充実を図ること。

⑤ 漁業基盤施設整備に対する支援

生産力の向上に向けた漁業基盤施設の整備を計画的に進めるとともに、老朽化が進んでいる危険な施設の緊急整備のための財政支援を図ること。

⑥ 漁業協同組合に対する支援

予想以上に長引く魚価の低迷、水揚げの減少などにより、組合破綻も想定される状況にあるため、管理運営に対する補助制度の創設、人的支援を図ること。

⑦ 新規就業者等に対する支援

将来、東京の漁業を支えていくことが期待される漁業研修生等の就業者増につながるよう、漁船、漁具等の取得に対する負担軽減策のほか、家賃助成期間を独立後まで延長するなど、支援策の更なる拡充を図ること。

⑧ 磯焼け対策に対する取組の強化

藻場の著しい減少により貝類だけでなく貝類を捕食する魚類も減少する負の連鎖が止まらない状況にあり、現行の対策に効果が見られないため、専門家による助言や技術的な支援など、磯焼けに対する更なる対策強化を図ること。

(2) 外国漁船による違法操業対策（産業労働局）

外国漁船の違法操業が再び行われることのないよう国に強く要請するとともに、引き続き国と協調体制をとり、伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域の警戒監視体制の一層の充実強化を図ること。被害海域の漁場や水産資源に対する影響調査等を継続し、水産資源が回復するよう特段の措置を講じること。

(3) 港湾・漁港の整備促進（港湾局）

① 港湾施設の整備促進

ア 泊地の静穏性の向上及び東側の越波対策（利島村）

イ 全天候型の港湾施設整備のための利島港西側岸壁の拡幅及び陸地への越波対策のための埋立て及び消波ブロック増設、防波堤（北）東側越波対策のための消波ブロックの早期増設（利島村）

ウ 利島港船客待合所の早期整備（利島村）

エ ジェットフォイル就航に伴う十分かつ安全な接岸を確保できる静穏性に優れた港湾施設の早期整備（利島村、新島村）

- オ 新島港の早期整備（新島村）
- カ 連絡船「にしき」の発着岸壁及びB堤入口の維持浚渫（新島村）
- キ 神津島港沖防波堤の整備（神津島村）
- ク 神津島港の整備促進（神津島村）
- ケ 三池港防波堤の整備促進及び三池海岸離岸堤の整備促進（三宅村）
- コ 御蔵島港及び小型船施設の整備促進（御蔵島村）
- サ 御蔵島港の漁港機能としての泊地の静穏度の早期確保（御蔵島村）
- シ 御蔵島港の新岸壁の早期整備（御蔵島村）
- ス 青ヶ島港の港湾整備促進（青ヶ島村）
- セ 二見港船客待合所の改築（小笠原村）
- ソ 沖港の防波堤整備等、港内静穏度の向上（小笠原村）

② 漁港の整備促進

- ア 羽伏漁港の整備促進、定期船接岸岸壁の整備（新島村）
- イ ジェットフォイル接岸補完港としての若郷漁港の整備促進（新島村）
- ウ 漁港・漁場整備長期計画の促進（神津島村）
- エ 三浦漁港の整備促進（神津島村）
- オ 伊ヶ谷漁港の避難港としての整備促進（三宅村）
- カ 阿古漁港の整備促進（三宅村）
- キ 青ヶ島港の整備促進（青ヶ島村）

③ 港湾・漁港施設への監視カメラ設置

16 観光産業振興対策の充実

(1) 総合的観光対策の充実（産業労働局、環境局）

- ① 観光施設整備事業等補助の増額及び限度額の撤廃
- ② 観光施設整備事業等補助事業の拡充
- ③ 観光施設を適正に管理運営するための経費補助制度の創設
- ④ 観光客が排出するごみ、空缶等の観光公害対策に対する財政支援
- ⑤ オフシーズンにおける集客対策事業に対する専門的指導及び財政支援
- ⑥ 森林資源を活用した魅力創出事業の継続
- ⑦ 旅館等の宿泊施設に自動火災報知設備を設置する際の費用に係る補助制度の創設
- ⑧ 観光協会に対する運営費補助制度の創設

(2) エコツーリズムの推進（総務局、環境局、産業労働局）

① エコツーリズム推進施策に対する支援

地域特性を生かした各町村独自のエコツーリズム推進の取組に対する財政支援策を講じること。

② 魅力ある観光地づくりに対する支援

観光スポットの開拓や自然と調和した景観をもつまちづくりなどの事業に財政支援及び人的支援を強化すること。

③ 小笠原村における小規模改修工事への支援

小笠原諸島振興開発計画に基づく事業と小笠原諸島振興開発事業費補助金交付要綱に定める事業以外の小規模な改修工事にも適用されるよう補助対象枠の拡大を図ること。

(3) 三宅島復興イベントに対する支援（総務局）

島の活性化に大きく貢献している三宅島オートバイ・イベントに対する支援を拡大するとともに、オートバイ・イベント以外の三宅島復興（観光振興）イベントに対し継続的な支援策を講じること。

V 環境

17 温室効果ガス排出量削減の推進

(1) 地球温暖化防止及び再生可能エネルギー対策への支援等の強化（環境局、産業労働局）

① 温室効果ガス排出量削減施策に対する支援

温室効果ガス排出量の削減など地球温暖化対策に向けた町村の取組に対し、技術的、財政的支援を図ること。

② 森林整備を進める町村に対する支援

ＣＯ２の吸収に貢献する広大な森林を有し、積極的に森林整備を進めている町村への制度の拡充を行うこと。

ア 森づくり事業への支援を希望する区市と森林を有する町村とのコーディネートシステムの構築に対する調整及び支援

イ 都独自のクレジット制度の構築と普及

③ 再生可能エネルギー対策への支援

太陽光発電、バイオマス発電や廃棄物発電などの再生可能エネルギーの利用拡大を図る設備投資及びこれらを運用していくための費用に対する都の財政支援と情報提供を行うこと。

ア 再生可能エネルギー利用拡大の支援

イ 市区町村との連携による地域環境力活性化事業の補助率の引上げ及び町村が実施する環境政策推進のための財政支援の拡充

(2) 浮体式洋上風力発電に係る調査研究に対する支援（環境局、産業労働局）

風況観測タワーの運用について都として活用方法を検討するとともに、撤去する場合は、必要となる費用への財政支援を行うこと。

(3) 公共施設等のＬＥＤ化に対する支援（環境局、産業労働局）

令和９年度に予定される蛍光灯・水銀灯の生産終了に伴い、公共施設の照明や街路灯などのＬＥＤ化に向けた財政支援を国に要請するとともに、都においても財政支援を図ること。

18 廃棄物処理対策の推進

(1) 廃棄物処理対策の推進及びごみの減量化等に対する支援の充実（環境局、総務局）

① ごみの減量化及び広域資源循環の推進等に対する支援

ごみの減量化、広域資源循環を推進するため、技術的、財政的支援を充実するとともに、事業者処理責任の確立など企業に対する指導、PRを積極的に行うこと。広域適正処理の調整により島しょ地域と本土を結ぶ広域資源循環を更に推進すること。

② スチール缶、ダンボール、紙パック等の処理に対する支援

逆有償化が問題となっているスチール缶、ダンボール、紙パック等の処理について、継続事業についても「区市町村との連携による環境政策高度化事業」の補助対象とすること。

③ 家電リサイクル法施行に伴う不法投棄家電の処分費用に対する支援

都市部に隣接した山間部へ不法投棄された家電製品の処分費用について、広域的観点から都の財政支援を行うこと。

④ 家電リサイクル法の強化及び適用対象外品目の処理に対する支援

フロンを冷媒として使用している全家電を家電リサイクル法の適用対象とするよう国や関係機関に要請するとともに、適用対象外品目を自主回収している町村に対し財政支援を行うこと。

⑤ 小型家電等の島外搬出にかかる支援

小型家電及び粗大ごみ等の島外搬出にかかる海上運賃、都内陸上運賃などに対する財政支援を行うこと。

⑥ プラスチック使用製品等の処理施設の建設整備等に対する支援

プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の分別収集に必要となるストックヤード、選別・圧縮施設の用地確保及び施設建設や整備等への財政支援の強化を図るとともに、収集運搬、選別処理、保管負担を含む事業者の負担強化など、発生抑制への誘導策を強化すること。

⑦ 島しょ地域における家電リサイクル法及び資源有効利用促進法への対応

3年度毎に改定される海上輸送費相当の助成金の恒常化、及び陸送費用に対する助成について関係機関に要請すること。

⑧ 島しょ地域における自動車リサイクル事業への支援

指定再資源化機関の資金協力をはじめ、島しょ地域における自動車リサイクル事業が円滑に行われるよう国に要請すること。

⑨ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る交付税措置の適正化

島しょ地域における循環型社会の推進に係る国の交付税措置について、離島の地理的条件や交通事情などが適正に評価されるよう国や関係機関に要請すること。

⑩ 島しょ地域における一般廃棄物焼却施設の更新等における支援

離島における地理的条件や小規模自治体の実状を踏まえ、焼却施設更新などに係る技術的助言及び財政支援の充実を図ること。

(2) 廃棄物処理施設整備等に係る支援の充実（環境局）

① 廃棄物処理施設整備等（中間処理施設を含む）の建設に係る支援

ごみの適所処理、ダイオキシンばく露防止対策や飛灰対策等のための施設整備や設備改良の促進を図るため、財政支援の充実強化を図ること。国の支援制度で認められている旧焼却施設の解体撤去費に財政支援を行うこと。

② 中間処理施設及び管理型最終処分場等に対する支援

島しょ地域における中間処理施設及び管理型最終処分場の安定的かつ健全な管理運営を図るため、施設などの延命化に係る建設地方債償還費や運営費の負担に対する財政支援を行うこと。

(3) し尿等生活排水対策の推進（都市整備局、環境局、下水道局）

① し尿等生活排水処理施設の維持管理に対する支援

浄化槽をはじめとする生活排水処理施設が機能を十分に発揮するためには適正な維持管理が必要であることから、維持管理に要する経費に対する支援制度を創設すること。

② し尿等生活排水処理施設の整備に対する支援

山間・島しょ地域におけるし尿等生活排水処理施設（下水道、浄化槽等）の整備に対する財政支援を充実強化するとともに、国に必要な措置を講じるよう要請すること。

19 自然環境保全の推進

(1) 西多摩地域の環境保全対策等の推進（環境局）

大気汚染及び河川水質汚濁の防止など、西多摩地域における環境保全対策等を充実強化すること。町村が実施する環境関係の各種調査などに対する財政支援及び技術指導を行うこと。

(2) 自然公園施設の建設整備等（建設局、環境局）

次の施設の建設、整備促進を図ること。また、自然公園の区域設定について、地域の実状に即した見直しを図るよう国に要請すること。

- ① 野山北、六道山公園内の用地買収を含む施設の整備促進（瑞穂町）
- ② 多摩川、秋川沿いの遊歩道、奥多摩の山頂周辺及び尾根筋の整備促進（檜原村・奥多摩町）
- ③ 都立奥多摩湖畔公園（山のふるさと村）施設の整備（奥多摩町） **【新規】**
 - ア LED照明の早期設置
 - イ 浄水・汚水・電気施設の早期改修
 - ウ 樹木の管理方針策定及び枯損木対策
- ④ 大路池周辺から雄山中腹にかけての区域の整備促進（三宅村）

(3) 国立公園及び自然公園内施設の整備促進（環境局）

- ① 老朽化した観光施設の改修・整備の促進

利用者の危険の未然防止・安全確保、環境衛生、利便性の向上の観点から、自然公園内施設の改修を含めた整備を積極的に促進すること。
- ② 登山道、遊歩道の指導標等の整備

登山、ハイキング来訪者の山岳遭難事故の未然防止のため、外国人旅行者にも対応した登山道、遊歩道の指導標や案内板を早急に整備すること。

(4) 小笠原諸島世界自然遺産価値の保全（環境局）

- ① 新たな外来種対策の強化

小笠原諸島の希少な生態系保全のため、新たな外来種の侵入・拡散防止対策が求められており、本土側の資機材等搬出地を含む小笠原関連港湾における外来種モニタリングなどで水際対策を行うことが課題となっている。新たな外来種の侵入・拡散防止対

策として、都が関係機関と連携・協働できる体制を構築し、関係部局が連携して対応できるよう分野横断的な総合調整を実施すること。

② 傷病鳥獣対応に対する支援

小笠原動物対処室において、治療が必要な傷病鳥獣の治療を実施しているが、野生傷病鳥獣の保護を所管する都として、当該対処室に対する安定的かつ継続的な財政支援制度を早急に構築すること。

(5) 小笠原村未利用国有地を活用した公園整備（総務局）

父島二見湾奥の製氷海岸に連なる後背地の未利用国有地での公園整備に向けた総合的な調整を積極的に行うこと。

20 生活環境保持事業の推進

(1) 土砂の処分に係る総合的な対策及び規制施策の実施（都市整備局、環境局、産業労働局、建設局）

現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例について、罰則強化や土壌調査の義務化、許可取消し条項の追加などの改正を行うとともに、残土問題に関する町村への土砂埋立て工事の詳細な判断ができる専門知識を有する人材の配置を行うこと。

(2) 横田基地周辺の生活環境整備対策の推進（総務局、都市整備局、環境局）

都は国に対して「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」等を通じ基地周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているが、未だ充分とはいえない状況である。

防音助成事業は、市街地に所在するという特殊性や、世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院などの施設の特殊性に十分配慮するように制度の見直しを含めて引き続き国に要請すること。

なお、軍民共用化は、永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がるため推進すべきではない。

VI 防災

21 安全・安心な住民生活の確立

(1) 地震、津波、噴火等に対する防災体制の充実・強化（総務局）【重点】

① 地震観測網の整備強化と調査研究の推進

首都直下地震、立川断層地震や南海トラフを震源とする巨大地震による被害を軽減、防止するため、地震観測網の整備強化と調査研究を推進し、地震防災体制を確立すること。

② 噴火予知の観測体制の充実・強化

伊豆諸島は、歴史的にも、噴火災害の危険に直面している状況にある。噴火災害による被害を最小限に止めるため、火山噴火を予知する観測体制の一層の充実強化と多種多様な手法による観測、研究を推進すること。

③ 島しょ地域の孤立防止対策

「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、島しょ地域住民の避難及び行政基幹システムを含む通信手段の確保、生活物資の供給方法など、住民の生命を守るための具体策を早急に確立すること。

④ 南海トラフ地震対策への支援

島しょ地域では、南海トラフ地震に対する被害想定を踏まえた防災体制の整備等が急務となっているため、町村が実施する防災対策事業に対する一層の財政支援を図ること。

⑤ 発電所の防潮対策に対する支援

津波浸水想定地域に立地する発電所（新島村、三宅村、小笠原村）の防潮対策（強度のブロック塀改修、防波堤、陸閘等の整備）への財政支援を図ること。

(2) ヘリポートの建設推進（東京消防庁）

山間部町村においては、林野火災の消火、山岳事故や交通事故による負傷者や病人の搬送、災害時の孤立集落の被災者の救助、物資供給などの事態が数多く想定されるため、山間部及び居住箇所周辺に人員輸送や物資搬送を可能とするヘリポートを早期に設置すること。

(3) 消防力の充実・強化（東京消防庁、総務局）

① 消防力配備基準の充足

消防力の配備が不十分な山間町村においては、消防団に依存している現状にある。今後想定される大震災などの発生に備え、防災、消防力の一層の充実強化を図るため、消防力配備基準が充足されるよう措置を行うこと。

② 消防救急デジタル無線及び指令システムの維持管理に係る支援

消防救急デジタル無線及び指令システムの維持管理及び定期的な更新には莫大な費用、また、更新時の要求水準策定には専門的知見が必要となることから、消防行政に不可欠なデジタル無線関係の維持管理に対する財政支援および技術支援を実施すること。

(4) 土砂災害特別警戒区域の指定に伴う支援等（都市整備局、建設局）

① 建築物の構造規制対応への支援

建築物の構造規制では、居住家屋の改修等の際に土砂災害に耐えられる構造への補強が必要とされているが、住民負担の軽減と対策の推進を図るため、建築物の補強等に対する補助を拡充すること。

② 土砂災害特別警戒区域の解消に向けた取組の推進

土砂災害特別警戒区域の解消に向けた砂防ダムの設置や擁壁の整備等については、該当箇所数と多大な事業費の見合いから優先順位をつけて整備が進められているが、昨今の災害発生状況に鑑み、取組を更に推進すること。

③ 危険箇所対策等への支援

集落周囲の山地など、常に土砂災害の危険性と隣り合わせの地域を抱える島しょ町村は、狭隘な土地事情により、区域指定を受けても公共施設、民家等の移設が容易にできないため、土地所有者が実施する対策について補助金を交付するなど、財政支援を図ること。

(5) 砂防区域指定と砂防事業の促進（建設局）

台風等による災害の発生が危惧される島しょ地域における農地、宅地、道路等の侵食、崩壊、決壊の危険防止のため、砂防区域の指定及び砂防事業の促進に特段の措置を講じること。

(6) 災害時の孤立を防止するための道路建設（建設局、水道局）

① 多摩川南岸道路の建設促進

山岳地域における孤立防止のため、未完成の丹三郎工区の早期建設に向けた措置を講じること。

② 檜原村、奥多摩町の中心部を結ぶ連絡道路の建設促進

大規模災害時の孤立防止及び地域経済の発展に必要な複数ルートの確保を図るため、奥多摩町と檜原村を最短で結ぶ南北縦断道路（新バイパス・連絡道路）の整備が不可欠であることから、主要地方道 33 号線と国道 411 号線を直結する新たな南北軸について早期に事業化すること。

③ 都道 204 号線（日原鍾乳洞線）の施策の強化

ア 災害時の車両通行止めによる住民の孤立や、埋設水道管の損壊に伴う長期断水の影響を最小限に抑えるため、新規バイパス道路を早期に整備すること。

イ 既存の道路施設の強靱化を進めるとともに、土砂災害発生時の迅速な対応体制の構築を図ること。

(7) 島しょ地域における無電柱化事業に対する支援（建設局）

① 無電柱化整備に伴う支障移設工事に係る支援

無電柱化整備事業に伴う水道管等の支障移設工事費及び無電柱化チャレンジ支援事業における支援対象外経費について財政支援を行うこと。

また、都補助金を概算払いとするなど、町村の資金繰りに影響がないよう措置すること。

② 無電柱化に伴う I R U（自治体整備の光ファイバー網）の再整備に係る支援

町村道の無電柱化を促進するため、町村が管理する I R U の移設・再整備、及び通信事業者への移管を含めた財政支援、技術的支援を行うこと。

(8) 地域防災対策等に対する支援の拡充（総務局、デジタルサービス局）【重点】

① 防災行政無線施設整備の改修及びシステム更新

② 防災行政無線を補完する情報伝達手段の構築・維持管理に対する助成

③ 災害時緊急情報の集約・伝達システムの構築

④ 島しょ地域における携帯電話の不通地域の解消

⑤ 施設・設備に対する補助率の引上げと小規模事業の補助対象化

⑥ 備蓄倉庫、飲料貯水槽、水利道整備及び消火栓設置への財政支援

- ⑦ 防災備蓄品購入等に対する財政支援の充実
- ⑧ 総合防災訓練の充実
- ⑨ 消防団設備の整備、維持に対する財政支援
- ⑩ 消防団の装備品拡充に対する財政支援
- ⑪ 地域自主防災組織の運営支援及び防災用資機材、備蓄品整備のための包括補助新設

VII インフラ

22 島しょ地域における情報環境の整備

(1) 地上デジタル放送の安定的受信の支援（デジタルサービス局）

① テレビ共聴施設（有線・無線）の新設工事、維持管理に伴う財政支援

島しょ地域では、難視聴世帯の問題が解消していないため、引き続き難視聴地域の解消に向けた情報提供などの支援を図るとともに、地上デジタル放送の安定的運用に対する補助などの措置を講じること。

② 高速ブロードバンドを活用した地上デジタル放送の安定的受信に対する支援

海底光ケーブル及び島内光ファイバー網による超高速ブロードバンド環境を活用した地上デジタル放送の安定的な視聴を実現するため、サービス事業者による設備設置に対する補助を行うこと。

23 地域特性に応じた公共交通の確保

(1) バス路線の確保に向けた支援（都市整備局）

住民や観光客の利便性向上、及び地域振興の観点からバス路線を確保するため、過疎地域における国の地方バス補助制度対象外の路線について新たな補助制度の創設などの財政支援や人的・技術的支援の充実を図ること。

(2) コミュニティバスへの支援の拡充（都市整備局）

西多摩地域におけるコミュニティバスやデマンド交通などの地域公共交通全般に対する財政支援の拡充を図ること。

(3) 自動運転技術の導入に対する支援の拡充（都市整備局）

① 自動運転技術の導入推進に係る予算の確保

公共交通の安定的な運営に必要な自動運転技術の導入推進に係る予算の確保を国に要請すること。

② 自動運転バス車両の購入費補助の拡充

自動運転バス車両の購入費補助を拡充すること。

(4) 離島航路の維持・存続に向けた施策の充実・強化（総務局、港湾局）【重点】

① 定期航路の安定的な運航に向けた支援

定期航路の安定的な運航を確保するため、以下の取組を実施すること。

ア 船員等の確保に対する支援制度を創設すること。

イ 人員不足時における代替運航体制を構築すること。

ウ 欠航・減便時における生活物資の輸送及び緊急輸送手段を確保すること。

エ 航路の安定的な運航確保に向け都の関与を強化すること。

② 離島航路補助制度の継続及び経営改善カット制度の撤廃

離島航路補助制度では一部航路で欠損補助が十分に行われず累積欠損が増加する中、さらに経営改善カット制度により厳しい状況が続いている。島しょ住民の重要な交通手段である船便の安定的な運航ができるよう、経営改善カット制度の撤廃など、離島航路の維持、存続に向けた見直しを国に強く要請するとともに、都の離島航路補助を継続すること。

③ 燃料価格調整金の低減措置の実施

島しょ振興と航路安定化を図るため、実質的な運賃値上げとなっている燃料価格調整金分について、利用者への負担とならない都独自の低減措置を講じること。

④ 離島航路の経営改善に向けた施策の充実・強化

従来の離島航路制度に捉われることなく、島民及び来島者の利便性、経済性の向上及び離島航路事業者の経営改善に向けた施策について、一層の充実強化を図ること。

(5) 島しょ地域の航空路線の維持（総務局、港湾局）

① 運航費補助の継続

運航事業者が不採算航空路を安定的に維持できるよう、運航費補助の継続、充実を国に要請するとともに、必要な財政支援を継続すること。

② 東京愛らんどシャトルキャンセル料の免除

東京愛らんどシャトルと他の交通手段（船、飛行機）を併用する場合、他の交通手段が欠航した際に東京愛らんどシャトルのキャンセル料が免除できるよう運航事業者に対し財政支援すること。

(6) 多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の建設促進（都市整備局、建設局）

多摩都市モノレール上北台～箱根ヶ崎間の延伸は、交通ネットワークの充実を通じて多摩地域の発展に大きく寄与することから、建設を強力に推進すること。

(7) 小笠原空港開設に係る整備計画の早期策定（政策企画局、総務局、都市整備局、環境局、港湾局）【重点】

「小笠原航空路に関する検討会議」における検討をこれまで以上に推進し、「小笠原航空路協議会」の議を経て、空港整備計画を早期に策定すること。

24 道路整備の促進

(1) 都道等の整備促進（建設局）

- ① 福生都市計画道路 3・4・10 号線（主要地方道 5 号新宿・青梅線青梅街道～福 3・5・17 号線）の早期拡幅（瑞穂町）
- ② 福生都市計画道路 3・4・4 号線（瑞穂町大字殿ヶ谷～大字武蔵）の早期拡幅（瑞穂町）
- ③ 青梅都市計画道路 3・4・13 号線（青梅 3・4・4～青梅 3・4・8）の早期着工及び整備完了（瑞穂町）
- ④ 都道 184 号線（大入地区～日の出山～御岳山～海沢）の整備（日の出町、奥多摩町）
- ⑤ 秋 3・5・2 号線～秋 3・4・5 号線（都道 165 号線）を結ぶ道路の新設整備（日の出町）
- ⑥ 都市計画道路秋 3・4・14 号線（都道 185 号線）の全線拡幅整備（日の出町）
- ⑦ 都道主要地方道 31 号線（二ツ塚～萱窪信号）の歩行者保護のための早期拡幅（日の出町）
- ⑧ 都道 251 号線（青梅・日の出線）の全線拡幅及び歩道の整備（日の出町）
- ⑨ 檜原村南北横断道路の建設促進（檜原村）
- ⑩ 山岳道路の防災対策の強化（檜原村、奥多摩町）
- ⑪ 都道 202 号線大丹波地区の早期拡幅整備（奥多摩町）
- ⑫ 都道 204 号線（日原鍾乳洞線）の早期拡幅改修及び未登記の解消（奥多摩町）
- ⑬ 多摩川南岸道路の早期完成（丹三郎工区）（奥多摩町）（再掲）
- ⑭ 国道 139 号線の早期拡幅（奥多摩町）

- ⑮ 国道 4 1 1 号線のバイパス道路の整備促進（笹平橋－奥多摩湖）及び歩道（棚沢橋－将門）の設置（奥多摩町）
- ⑯ 都道 2 3 7 号線（式根島本道）第二期工事の計画再検討（新島村）
- ⑰ 都道 2 2 4 号線（神津本道）の歩道の設置（神津島村）
- ⑱ 都道 2 2 4 号線七軒町地区狹隘区間の路線切回の整備（神津島村）
- ⑲ 都道 2 2 4 号線（洞沢地区、平坦沢地区）の視距改良（神津島村）

(2) 市町村土木事業への支援（建設局）

① 補助採択基準の緩和及び補助制度の弾力的な運用

市町村土木事業補助について、山間・島しょ地域の実状を踏まえたより一層の弾力的運用と補助採択基準の緩和を図ること。

② 道路の上下斜面の落石等防止対策等への支援

急峻な地形の山間・島しょ地域には落石等の危険箇所が点在しており、道路の安全確保と適正な維持管理のため、引き続き技術的支援及び助言をすること。

③ 安全施設の改修に係る支援

ガードレール及び転落防止柵等安全施設の改修（撤去・設置）について、地形的な地域性等を考慮し、弾力的な補助の採択をすること。

25 河川及び海岸整備の促進

(1) 河川改修整備の促進（建設局）

① 秋多都市計画河川第 1 号平井川の早期整備（日の出町）

工事に着手した平井川の日の出橋から千石橋下流までの区間について早期に整備を完了すること。併せて、千石橋より上流においても事業化を進めること。

② 準用河川改修事業に対する支援（大島町）

小河川である準用河川の改修を積極的に促進するため、事業費及び補助率の拡充を図ること。

(2) 海岸保全区域指定と海岸保全事業の促進（建設局、港湾局、環境局）

① 海岸保全事業等の促進

ア 海岸保全事業計画の短縮実施（新島村、三宅村）

住民の安全確保のために、期間を短縮して事業を実施すること。

イ 未指定区域の海岸保全区域指定の促進（大島町、御蔵島村）

護岸等の施設整備や工作物の設置規制が可能となるよう区域指定を拡大すること。

ウ 前浜海岸の侵食対策、安全施設の建設促進及び現地調査の実施（新島村）

エ 和田浜海岸の侵食防止（緩傾斜護岸の復旧及び海岸法面の崩壊対策など）（新島村）

オ 羽伏浦海岸における人工リーフ等の設置（新島村）

カ 石白川、釜の下海岸の侵食防止対策（新島村）

② 海岸漂着・漂流ごみ処理への対応促進及び財政措置（利島村、神津島村、御蔵島村、小笠原村）

一部国有海岸等において、管理者ではない町村の海岸漂着・漂流ごみ処理費負担が生じていることから、都の海岸漂着物対策推進計画の改正により経費負担の適正化と財政措置を図ること。

26 水道事業への支援

（1）簡易水道事業に対する支援（保健医療局）

① 簡易水道事業の施設整備等に対する支援

檜原村及び島しょ町村の簡易水道事業は、近年の起債の増大や施設老朽化への対応などにより経営が極度に圧迫されていることから、施設整備等の補助対象を拡大するほか補助率を引き上げるなど、財政支援を強化すること。

② 都営水道に一元化されていない町村に対する支援

島しょ町村に対し、事故、災害時の対応、水質管理の観点から継続的な支援を行うこと。また、補助金の補助率を引き上げるほか、水道ビジョンや水安全計画の策定など、ソフト面についても補助対象とすること。

（2）都営水道の一元化（総務局、保健医療局、水道局）

都営水道一元化計画から除外されている檜原村及び島しょ町村は、事業規模が小さく地理的、地形的特性から水道事業の効率的な経営に限界があるため、同様のサービスを受けられるよう、都営水道一元化を実現すること。

27 下水道事業への支援

(1) 公共下水道整備に対する支援（下水道局）

① 維持管理に対する財政支援

下水道事業は莫大な建設資金を必要とするだけでなく、維持管理に将来にわたる大きな財政負担が生じることから、町村における公共下水道の整備促進を図るため、設置費及び維持管理費に対する財政支援を行うこと。

② 環境保全の推進に向けた支援

水源地を抱える町村における下水道事業は環境保全に果たす役割が大きいことから、その整備に対する財政支援を図ること。

Ⅷ 教育

28 学校教育の充実

(1) 小中学校等の運営の充実（教育庁）

① 少人数授業に係る講師配置に対する支援

主要教科の学力向上を図るため、少人数授業に係る講師配置の時数配当による支援体制を維持すること。

② 小学校英語教科専科教諭の配置

小規模な小学校には英語の専科教諭が配置されず児童に不平等となることから、学級数に限らず専科教諭が配置されるよう制度の見直しを図ること。

③ 外国人英語指導助手の配置に対する支援

財政規模の小さい町村では、小中学校の外国人英語指導助手の人材確保と財源措置に苦慮しているため、人材確保対策と財政支援体制を確立すること。

④ ICT教育環境整備に対する支援

教育環境におけるICT活用に地域格差が生じないように、ICT教育環境整備に対する支援を国に強く要請すること。また、端末更新時に独自に共同調達価格を超える高いスペックの機器を導入した場合は、国の補助に上乗せ補助を行うこと。

⑤ GIGAスクール構想の推進に向けた支援

GIGAスクール構想の推進にはICT支援員による継続的な教員支援が必要であることから、国と都を合わせて3／4以上の補助率とするとともに、継続的な補助を実施すること

(2) 小中学校施設整備の促進（教育庁）

① 計画的な改修の推進

町村による学校施設の計画的な改修を進めるため、適宜適切な予算の確保を国に強く要請するとともに、校舎、体育館等の改築などに係る国庫補助に都補助を上乗せすること。

② 都単独補助制度の創設

国庫補助の対象外である事業に対し、都単独の補助制度を創設すること。

③ 義務教育施設整備費補助事業に係る補助対象基準の緩和

島しょ地域における割高な建築単価を反映するなど、義務教育施設整備費補助事業

に係る補助対象基準を緩和するよう国に要請すること。

④ 地域連携事業の補助対象の拡大等

校庭の芝生化後10年を経過し、老朽化が進んだ芝刈り機などの備品類の更新経費を地域連携事業の補助対象とするとともに、補助金額の上限額引上げを図ること。

⑤ 35人学級の実現に向けた支援

35人学級の実現に向けた既存教室の改修や校舎増築などの施設改修等に多額の費用を要することから、補助制度の更なる拡充を国に要請するとともに、教室増加に伴う備品類整備も含め、都の補助制度を創設すること。

⑥ 学校給食施設の整備に係る支援

都においても財政支援を実施すること。加えて、複数自治体が連携して施設整備や運営を行う取組に対し財政支援を拡充すること。

⑦ 島しょ地域における教職員住宅改修・整備の促進【重点】

島しょ地域における老朽化した教職員住宅の改修整備が計画通りに進まず、教員が赴任する際の課題の一つとなっていることから、早急に改修、整備を進めること。

(3) 指導主事の適切な配置（教育庁）

各町村教育委員会への指導主事の配置については、都教育委員会との併任が多いほか、小離島には配置がなく、また、瑞穂町には近隣市並みの2名の配置が必要であることから、指導主事を適切に配置し教育指導の充実を図ること。

(4) 特別支援教育の充実（教育庁）

三宅村における特別支援学級の生徒が中学校卒業後も親元から就学できるよう、都立三宅高校に都立特別支援学校の分校または分教室を設置すること。

29 生涯学習及び社会教育活動の推進

(1) 生涯学習の推進（教育庁）

地域の学習資源の掘り起こしや適切な人材活用を通じて生涯学習施策を推進するため、人材情報を提供するシステムの構築や人材の養成等に対する継続的な支援を行うこと。

(2) 社会教育活動の充実（生活文化局、スポーツ推進本部）

① 芸術文化活動に対する財政支援及び演奏家や芸術団体等の派遣

地理的要件によって芸術文化活動に触れる機会が乏しい町村において鑑賞会や演奏会等をより多く企画できるよう財政支援を行うこと。また、都が主体となり演奏家や芸術団体を派遣すること。

② スポーツ指導員の派遣等

専門的技術指導が可能なスポーツ指導員の不足を踏まえ、以下の対応を行うこと。

ア 総合型地域スポーツクラブの活動や部活動の地域展開に必要な専門指導員を継続的に派遣すること。

イ 町村における指導員の確保を支援すること。

(3) 社会教育施設等の整備への支援等（生活文化局、教育庁）

① 社会教育施設等の整備に対する支援

住民がゆとりと豊かさを実感し文化的な生活を送ることができるよう、公民館や文化ホールなどの整備に対する補助制度を創設すること。

② 都立図書館搬送便の継続

都立図書館搬送便を継続すること。

(4) 全国健康福祉祭（ねんりんピック東京大会）に係る運営及び財政支援（スポーツ推進本部）【新規】

スポーツ交流大会を実施する町村については、施設整備に係る各種補助事業の補助要件の緩和及び補助額の拡大などの特別な措置を設けること。